

はじめに

「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ3年目を迎えています。小中学校の学習指導要領の公示に続き、平成21年3月には特別支援学校学習指導要領が公示されました。県内各地域では、新たに示された教育の理念・目標を実現すべく具体的な取組が推進されているところです。

小学校、中学校では通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対し、個別の対応とともに、学級経営や授業改善の視点で様々な実践がされています。また、幼稚園・保育所や高等学校においても、特別支援教育の体制整備を行うとともに、幼児や生徒たちの的確な実態把握を行い、それぞれの園や学校の実態に適した取組が推進されてきています。

今後も、授業研究や校内委員会の効果的な運用、専門家の活用や専門機関との連携、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成など、更なる取組の充実をお願いします。

特別支援学校では、障害の重度・重複化への対応とともに、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校への支援が求められています。幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに対応し、生涯を通じて一貫した支援を行うことの意味を広く発信することで、社会参加と自立を目指す特別支援教育の理念の具体化を期待します。

現在、文部科学省では調査研究協力者会議において、推進体制の整備や障害のある児童生徒の就学等について、特別支援教育の実施状況を評価しつつ、具体的な推進方策について検討を行っています。

本県でも、和歌山県教育振興基本計画に特別支援教育の充実を位置づけ、更なる支援体制の整備や社会的自立を見据えた職業教育の充実等を推進しています。今後も、子どもたち一人ひとりがかがやく学校づくりを行ってまいりたいと考えています。

家庭や地域、福祉、医療、保健、労働等の関係機関など多くの人々の協力のもと、学校は質の高い特別支援教育を展開し、ノーマライゼーションの理念の実現とともに新しい教育の姿を切り拓いていかなければなりません。本冊子を各校で広く活用していただき、今後の特別支援教育の推進に役立てていただけるよう願います。

平成21年9月

和歌山県教育庁学校教育局

学校指導課特別支援教育室長 田中 資則